

(7) 不審者対応

不審者の侵入における緊急対応について

<日常>

1 来訪者の確認

- ・ 出入口の限定（出入口は正門。校舎入口は正面玄関。）
- ・ 来校者への声かけや確認（職員室前で受付一氏名等の記帳、名札）保護者は参観日等には名札を着用
- ・ 看板の設置（受付を通ることを明示）

2 不審者発見体制

- ・ 教職員による見回り等による不審者の発見（校内）、児童が発見→近くの教職員へ（校内）、保護者・地域住民の協力（学校周辺、通学路における情報の連絡）、関係機関との連携

3 登下校時における安全確保の体制

- ・ 地域とのネットワークづくり・・・不審者情報の協力依頼。情報があった場合は、保護者や関係機関への速やかな連絡と注意喚起。場合によっては教職員・保護者の引率。きらめきネットコムでの情報発信。

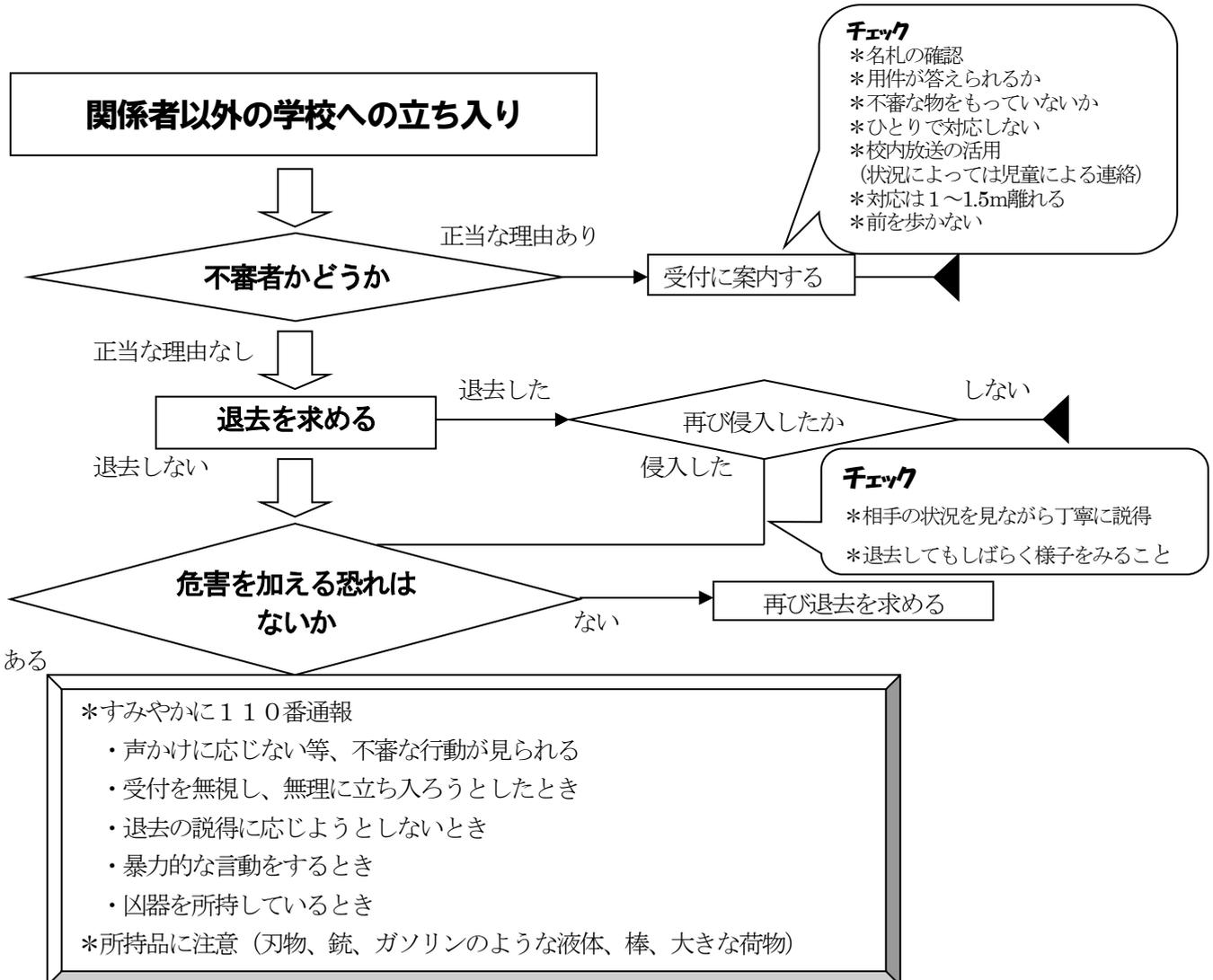
- ・ 見守り隊、「こども110番の家」の活用
- ・ 通学路の安全確認、職員による下校指導
- ・ 参観日等を通して、保護者・地域への協力依頼。

4 不審者を想定した避難訓練の実施や

日頃の安全教育を計画的に進める。

- ・ 役割分担についても訓練で確認する。

全体指示・外部との対応	校長、教頭
保護者等への連絡	教務、生徒指導、担任
不審者への対応	発見者、校長、生徒指導
避難誘導・安全確保	担任・授業担当者
応急手当、医療機関等	教頭、保健主任
電話連絡、対応	事務職員、校務技士等



隔離・通報する（組織的対応1）

- 1 別室（校長室）に案内し隔離する。
 - ・ 不審者を奥に、対応者は入口近くに。ドアは開けておく。
 - ・ 他の教職員や警察への通報が必要な時は、サインを送る。
- 2 暴力行為抑制と退去の説得
 - ・ 複数の教職員で対応。
 - ・ 言動に注意し、間合いをとりながら説得する。
- 3 110番通報。教職員へ緊急連絡（状況によっては児童による連絡）
<非常時暗号連絡>
 - ・ 「ふれあい集会が内日幼稚園で行われます。お願いします」。
- 4 教育委員会への緊急連絡・支援要請

放送による避難誘導（教頭）
児童の避難誘導等（担任）
関係機関への連絡（事務室）

手物（デッキブラシ）をもってかけつける。

子どもの安全を守る（組織的対応2）

- 1 防御（暴力の阻止と被害の防止）する。
 - ・ 応援を求める（大声を出す。校内放送。火災報知器等）
 - ・ 身近な物で不審者との距離をとり阻止する。（デッキブラシ、机、イス等）
- 2 子どもを掌握し、安全を守る。
 - ・ 授業中は、授業担当者が子どもを掌握し、安全を守る。（保健室は7年がかけつける）
 - ・ 教職員または全校に緊急に連絡する。
- 3 避難誘導する。
 - ・ 緊急性の高い場合は、避難できる態勢で教室待機。
 - ・ 教室への侵入の恐れのある場合は、子どもと不審者との間に教職員が入り、職員室など大人のいる場所へ避難させる。
 - ・ 避難指示がある場合はそれに従う。ただし、教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても避難できるように訓練しておく。

無理はしない。
捕えようとしない。

負傷者がいるか

応急手当などをする。

- 1 負傷者がいるかどうか把握する。
 - ・ 担任、担当者が職員室に報告。
 - ・ 休み時間等は学級の児童を把握し、報告。
 - ・ 全員を集合させ、けがの有無を把握する。
 - 2 情報を集約する。
 - ・ 教頭が情報を収集する。（年、組、氏名、負傷部位）
- ～ 応急手当に着手するとともに、119番通報する（事務 ～



事後の対応や措置をする。

- 1 事後の児童への指導（児童への指導。子どもの不安状況などにより、教師の引率による下校や保護者に迎えを依頼）
- 2 対策本部（必要な場合は職員会議）で、事後の対応や処置を機能的に行う。
- 3 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握、整理し、提供する。（発生状況、負傷者等の状況、緊急に実施した措置等）
 - ・ 窓口の一本化（校長、教頭）
- 4 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
 - ・ 被害にあった子どもの保護者には、学校または病院に急行してもらう。
 - ・ 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会の開催や学校だより等、広報の発行を行う。
- 5 事件・事故後の連絡、情報収集のための通信方法を複数確保しておく。
- 6 教育再開の準備
- 7 報告書の作成、災害給付等の請求。再発防止措置。

<児童への指導>

①登下校時の安全確保について

○「知らない人についていかない」「知らない人の車に乗らない」を指導徹底する。

○不審者及び事件に巻き込まれそうになった場合

・近づかない、逃げる、大声を出して助けを求める、近くの家へ逃げ込む（こども110番の家）、警察・学校に連絡する等を指導徹底する。

○極端に早い登校は避けるように指導する。（7時半以降）

○下校時刻を守らせる。（児童の下校予定時刻については、関係諸機関に連絡）

②児童のけがについて

○加害・被害のある場合、両方の保護者に連絡をする。（状況によって病院へ）

③校地内の安全確保

○校地内で不審者を見た場合は、教職員へ連絡するよう指導する。